

議案第66号

三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正等について

次のとおり三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正等することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年9月9日

三朝町長 松 浦 弘 幸

三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する等の条例

（三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第1条 三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和44年三朝町条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後				改正前			
（設置） 第2条 町民の心身の健全な発達に寄与するため、次のとおり三朝町立社会体育施設（以下「体育施設」という。）を設置する。				（設置） 第2条 町民の心身の健全な発達に寄与するため、次のとおり三朝町立社会体育施設（以下「体育施設」という。）を設置する。			
施設名		設置場所		施設名		設置場所	
略				略			
町営三朝陸上競技場		三朝町大字本泉769番地1		町営三朝陸上競技場		三朝町大字本泉769番地1	
町民体育館		三朝町大字大瀬1164番地1					
略				略			
別表第1（第5条関係） 使用料				別表第1（第5条関係） 使用料			
施設名	使用区分	使用料（1時間当たり）		施設名	使用区分	使用料（1時間当たり）	
		町内者	町外者			町内者	町外者

町民武道館		100円	200円
町営三朝球場	昼間	600円	1,600円
	夜間	600円	2,400円
略			
町営三朝陸上競技場	昼間	全面300円	全面1,600円
		半面150円	半面800円
	夜間	550円	2,400円
町民体育館	昼間	150円	1,100円
	夜間	275円	1,250円
竹田地区町民体育館		250円	1,100円
略			

備考

1～4 略

町営三朝球場	昼間	600円	1,600円
	夜間	600円	2,400円
略			
町営三朝陸上競技場	昼間	全面300円	全面1,600円
		半面150円	半面800円
	夜間	550円	2,400円
竹田地区町民体育館		250円	1,100円
町民武道館		100円	200円
略			

備考

1～4 略

(学校校舎等使用料条例の一部改正)

第2条 学校校舎等使用料条例（昭和29年三朝町条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

施設名	使用区分		使用料（1時間当たり）	
			町内者	町外者
小学校体育館	昼間	全面	300円	2,200円
		半面	150円	1,100円
	夜間	全面	550円	2,500円
		半面	275円	1,250円
	昼間・夜間	2階	100円	400円
中学校体育館	昼間	全面	150円	1,100円
	夜間		275円	1,250円
小中学校第1グラウンド	昼間・夜間	全面	150円	800円
小中学校第2グラウンド	昼間	全面	150円	800円
	夜間		275円	1,200円

備考

- 1 夜間とは、午後6時から午後10時までをいう。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。
- 3 使用者の半数未満が町外者の場合で、町外者の使用料の2分の1の額の使用料を徴収し、使用者の半数以上が町外者の場合は町外者の使用料を徴収する。
- 4 義務教育終了前の町内者については、使用料を徴収しない。

(三朝町農林漁業者健康増進施設の設置及び管理に関する条例の廃止)

第3条 三朝町農林漁業者健康増進施設の設置及び管理に関する条例（昭和56年三朝町条例第19号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年10月25日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の学校校舎等使用料条例第3条の規定により小学校体育館の使用の許可を受けている者は、第1条の規定による改正後の三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例第4条の規定により町民体育館の使用の承認を受けた者とみなす。この場合において、使用料の適用については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に第3条の規定による廃止前の三朝町農林漁業者健康増進施設の設置及び管理に関する条例第3条の規定により三朝町農林漁業者健康増進施設の使用の承認を受けている者は、第2条の規定による改正後の学校校舎等使用料条例（以下「新使用料条例」という。）第3条の規定により小学校体育館の使用の許可を受けた者とみなす。この場合において、使用料の適用については、なお従前の例による。

4 新使用料条例の規定は、施行日以後に使用の許可を受けた学校校舎等の使用料について適用し、施行日前に使用の許可を受けた学校校舎等の使用料については、なお従前の例による。